

困った時の

紙上法律相談Q&A

相続



私は、夫と2人暮らしです。私たちには子どもはいませんし、夫の親は既に亡くなっています。今後の夫の相続にあたって、何か気を付けることはありますか。



夫には、前婚でもうけた子も、認知した子もいない前提で回答します。

夫に兄弟姉妹がいる場合(兄弟姉妹が既に亡くなっているがその兄弟姉妹の子がいる場合も含みます)でも、「全ての財産を●●(あなた)に相続させる。」旨の遺言書を夫に作成しておいてもらうと、すべての遺産をあなたが相続できます。

まず、上記場合に相続人は誰かということですが、子どもがおらず、親も既に亡くなっている場合、相続人は、あなた(配偶者)と兄弟姉妹(兄弟姉妹が亡くなっている場合はその子)になります。相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹(またはその子)が4分の1です。

もっとも、「全ての財産を●●(あなた)に相続させる。」旨の遺言書が作成されれば、兄弟姉妹(またはその子)はあなたに何も言えなくなります。なぜなら、子や親と違って、兄弟姉妹(またはその子)には遺留分(相続人に最低限留保された相続財産の割合)がないからです。

このように、知識があるかどうかで随分と結果が変わることがあります。お気軽にご相談ください。

離婚



浮気をした配偶者から離婚を迫られています。離婚に応じなくてはならないのでしょうか?



浮気など離婚原因を作った配偶者のことを有責配偶者といいます。離婚訴訟に至った場合、有責配偶者からの離婚請求は全く認められないわけではありませんが、より厳しく判断されることになります。

例えば、配偶者が浮気をした結果、別居することになった場合でも、それだけでは婚姻関係が破綻していると評価されず、離婚は認められません。

夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間と比較して、かなり長期間に及んでいるかどうか、長期間の別居であったとしても、未成年のお子さんがいるかどうか、相手方配偶者が離婚することによって精神的、社会的、経済的に非常に過酷な状況におかれることになるなど、離婚請求を認めることによって大きなダメージを受けるような事情がないか等の事情を考慮して判断されます。また、長期間の別居に及んでいるかの判断にあたっては、別居後の婚姻費用等の負担や援助の有無、財産関係の清算についての態度等を考慮されると言われています。



交通



加害者が任意保険に入っていなかった

家族でドライブ中、無謀運転の車にぶつけられ、夫と子どもが大けがをしました。ところが、加害者が失業中で、任意保険にはいっておらず、損害賠償は払えないとの話。途方にくれています。



強制保険は、被害者1人当たりの限度額が決まっています。大けがだと、損害額が自賠責の限度額を超てしまうのが通常で、その時の出番が任意保険ですが、失業・貧困等の理由により、任意保険に入っていない人が増えています。被害者となつたらたまつものではありません。損害賠償請求権は加害者の資力が最終的な担保です。相手が無資力だと、判決を得ても払ってもらえない危険性が大なので、訴訟を起こすこと自体ためられわざですね。しかし、最近は、事故に遭った場合、自分がかけている自動車保険から保険金が支払われる「人身傷害保険」が、対人・対物保険とセットになっている自動車保険が主流となってきています。物損については出ませんが、医療費、休業損害等は約定に基づいて支給されます。しかも、家族が被保険者になっていることもあります。自分及び家族の自動車保険の内容を確認してみてください。



建築



私は、そろそろ自宅のリフォームが必要かなと思い、リフォーム工事をA社にお願いしました。はじめは、順調に工事が進んでいきましたが、ある時、突然、工事がストップしていました。しばらくして、裁判所からA社について破産開始決定があり、弁護士が破産管財人に選任されたという文書がきました。今後、私の家は、リフォーム工事をしてもらうことができるのでしょうか。



A社に報酬金額の全てを支払い終わっていない場合、破産開始決定がなされると、あなたは、破産管財人に契約を解除するか、引き続き工事を完成させるかの選択を求めることができます。通常、破産管財人は工事を完成することができませんので、解除を選択することが多いです。この場合、「出来高精算」することになり、出来高が既に払った金額を超えていれば、あなたは残額を支払わなければならず、反対に、既に支払った金額が出来高を上回る場合には、払いすぎた金額を返還してもらうことができます。この返還は、ほかの債権よりも優先して返還してもらえることになっていきます。

